



新発田市・胎内市・聖籠町
定住自立圏の形成に関する協定書の
一部を変更する協定書

令和2年3月30日

新発田市・胎内市



新発田市・胎内市・聖籠町 定住自立圏の形成に関する協定書
の一部を変更する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と胎内市（以下「乙」という。）は、平成28年10月5日に締結した新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表のⅠ 生活機能の強化に係る政策分野の部4 その他の款に次の3項を加える。

(2) 在住外国人支援の推進

取組の内容	圏域に住む外国人住民の生活基盤を整備し、安心して快適な生活を送るために必要な支援の充実を図る。
甲の役割	乙と連携して、関係機関や団体等との調整を図り、圏域に住む外国人住民が快適な生活を送るために必要な環境整備に取り組む。
乙の役割	甲と連携して、関係機関や団体等との調整を図り、圏域に住む外国人住民が快適な生活を送るために必要な環境整備に取り組む。

(3) 航空写真の広域的活用

取組の内容	航空写真の撮影や固定資産等の税務情報整備の広域化、効率化を図り、行政事務に必要な相互利活用を推進する。
甲の役割	乙と連携し、課税用航空写真の共同撮影等に必要な取組や航空写真の利活用を推進する。
乙の役割	甲と連携し、課税用航空写真の共同撮影等に必要な取組や航空写真の利活用を推進する。

(4) 上水道の共同利用

取組の内容	生活に必要なライフラインの安全性を維持するため、広域的な連携による生活環境の保全や生活基盤の強化を図る。
甲の役割	乙と連携して、ライフラインの整備や生活環境の改善を図るとともに、連携体制を構築し生活基盤の維持に必要な取組や調査、研究を行う。
乙の役割	甲と連携して、ライフラインの整備や生活環境の改善を図るとともに、連携体制を構築し生活基盤の維持に必要な取組や調査、研究を行う。

別表のⅡ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の部4 その他の款を次のように改める。

4 その他

(1) 移住、交流、定住の推進

取組の内容	圏域人口及び若者定住人口の増加を目指し、圏域の特性や魅力を活かした移住、定住、交流を促進する体制を整備するとともに、それらに資する取組を行う。
甲の役割	・甲が中心となり、関係機関等の調整や情報の集約を行う。 ・乙と連携して、取組の調整を図りながら、圏域を対象とした効果的な事業を企画、運営し、圏域内外の住民に対して事業の情報発信を行うとともに、広域的な取組を行う体制づくりの検討を進める。
乙の役割	・甲へ必要な情報提供等を行う。 ・甲と連携して、圏域を対象とした効果的な事業を企画、運営し、圏域内外の住民に対して事業の情報発信を行うとともに、広域的な取組を行う体制づくりの検討を進める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月30日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市

新発田市長

二階堂 馨 

乙 胎内市新和町2番10号

胎内市

胎内市長

井田 明 

